

葬儀後の手続きに必要な書類一覧

※手続きに必要な書類は市区町村、金融機関によって多少異なる場合があります。

	手続き	申請期限	認め印	印鑑証明	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	死亡診断書	死亡者の年金手帳(証書)	保険証書	その他
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○				○	○		振込を受ける金融機関名と口座番号
	寡婦年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○					○		
	死亡一時金	2年以内	○		○ 世帯全員の写し	○					○		
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○				○	○		請求者の所得証明書または非課税証明書
共済年金	遺族共済年金	5年以内	○		○ 世帯全員の写し	○				○	○		請求者の所得証明書または非課税証明書
国民健康保険	葬祭費	2年以内	○									○	
健康保険(社会保険)	埋葬料(費)	2年以内	○							○ 写し		○	死亡を証明する書類
	家族埋葬料	2年以内	○							○ 写し		○	事業主の証明
生命保険	保険金	2年以内	○	○ 保険金受取人			○ 保険金受取人		○ 被保険者	○		○	最終の支払保険の領収書
(旧)簡易保険	保険金	5年以内	○			○			○	○		○	領収書
銀行預金・郵便貯金	名義変更	速やかに	○	○ 相続人全員		○			○				依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書
不動産	所有権移転		○	○ 相続人全員	○	○			○				所有権移転(保存)登記申請書、住民除票(被相続人)、固定資産課税台帳登録証明書、遺産分割協議書
株券(株式)・社債・国債	名義変更		○	○ 相続人全員		○			○				名義書換請求書(株券、社債、国債等)
自動車	所有権移転		○	○ 相続人全員		○			○				移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査記入申請書、遺産分割協議書
電話	加入権継承		○		○	○ 除籍者を註							
電気・ガス・水道	名義変更	○											
死亡した者の所得税の確定申告		4か月以内	○										
相続税の申告		10か月以内	○	○		○ 相続人							被相続人の履歴書、遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、遺言書(ある場合)写し、預貯金等の残高証明書
医療費控除による税金の還付手続き		5年以内	○										その年の源泉徴収票、支出を証明する領収書